

名護農業振興地域整備計画の一部見直し変更基準

令和7年7月25日

名農政第113001号

(目的)

第1 この変更基準は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年7月1日法律第58号。以下「法」という。）第12条の2第1項の規定による基礎調査によらない法第13条第1項に基づく計画変更（以下「一部見直し」という。）について定めるものとする。

(変更に関する基本的な考え方)

第2 名護農業振興地域整備計画の変更は、原則基礎調査の結果により行うべきであり、また、整備計画が持つ農業及び農村における基本的かつ長期的な地域計画としての性格や役割からして、適正かつ慎重でなければならない。ついては、法令等の他、沖縄県が策定する市町村農業振興地域整備計画変更処理要領（昭和56年4月1日付け農政第869-1号。以下「処理要領」という。）、市町村の農業振興地域整備計画の策定及び変更に係る同意基準（平成30年3月29日農政第1918号制定。以下「同意基準」という。）等を必要に応じて引用し判断するものとする。

2 前項の規定より、農用地区域の土地を農用地区域から除外するために行う計画の一部見直しは、農業及び農村の健全な発展と国土資源の合理的利用を図る見地から、緊急性、合理性、代替性及び公共性等について十分検討の上、真にやむを得ないと認められたものに限って行うものとする。

3 農用地区域外の土地を農用地区域に編入するために行う計画の一部見直しは、優良農地の確保と有効利用の観点から、法第10条第3項に基づき判断した上で、積極的に推進するものとする。

(変更の要件)

第3 農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う計画の一部見直しは、(1)及び(2)に定める要件を全て満たさなければならない。

(1) 法第13条2項に定める要件

1号 当該農業振興地域における農用地区域以外の区域内の土地利用の状況からみて、当該変更に係る土地を農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用地区域外の区域内の土地をもって代えることが困難であると認められること。

2号 当該変更により、農用地区域内における農業経営基盤強化促進法第19条第1項に規定する地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

3号 当該変更により、農用地区域内における農地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

4号 当該変更により、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

5号 当該変更により、農用地区域内の法第3条第3号の施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

6号 当該変更に係る土地が法第10条第3項第2号に掲げる土地にあつては、当該土地が、農業に関する公共投資により得られる公用の確保を図る観点から政令で定める基準に適合していること。

※以上、法第13条2項に定める要件（令和6年4月1日最終改正現在）

(2) 他法令制度等による目的実現の可能性に関する事項

ア 変更後の土地利用が、農地法（昭和27年法律第229号）など関係する他法令の許認可等の見込みがあること。

イ 変更後の土地利用について、所有権、貸借権等当該土地利用に係る権利を有する者の同意が得られていること。

ウ 変更後の土地利用に係る者の資力、信用及び土地の性状から目的の実現性があること。

エ 変更後の土地利用が、原則としておおむね1年以内に利用目的に供される緊急性が認められること。

2 前項の計画の一部見直しは、変更後の利用目的が以下のいずれかの事項に該当する場合に行うものとする。

(1) 農家住宅

(2) 農家の分家住宅

(3) 名護市に相当期間継続して居住している非農家又はその分家住宅

(4) 農業を志向する者のうち、市長が適切であると認めた者の住宅

(5) 公用、公共用施設

(6) 法第15条の2第1項に規定する開発行為の許可が不要であり、かつ農地転用許可も不要な施設

(7) 当該農業振興地域の総合的な振興開発を推進する上で市長が必要と認める次の各号に掲げる施設

ア 法第3条第1項第4号に定めるもの以外の農林水産物の生産、集荷、調整、貯蔵、加工又は出荷に要する施設若しくは農林水産業の生産資材（販売の事業のための資材を含む。）の貯蔵又は保管の用に供する施設

イ 当該農業振興地域の農業経営の合理化または農家経済の改善・安定に資する施設

ウ 当該農業振興地域の生活環境の整備のための施設

エ 墓地（分譲墓地等の営利事業のための墓地を除く。）

オ 農林水産業の振興のための試験研究または学術調査の用に供する施設

カ その他当該農業振興地域を含む農村地域における社会経済の統合的な振興整備を促進させるための施設（医療法・社会福祉法・学校教育法等に規定される公益性の高い施設に限る。）

(8) 名護市の計画（名護市総合計画、名護市国土利用計画及び名護市都市計画マスタープラン等）において、利用目的及び予定地が明確に記載された施設